

該当箇所	意見主旨	意見への見解	意見の採択により改正した箇所の有・無
全体として	どのように各課横断で計画に取り組むのか、進捗管理体制が見えてこない。	進捗管理は、テーマごとに設けている指標の数値を経年で把握するとともに、関係各課の事業実施状況を経年で把握することでを行い、その結果を踏まえPDCAサイクルにより、点検・評価します。	無
「ぐんま5R宣言」や「ぐんま5つのゼロ宣言」に思うこと	「ぐんま5つのゼロ宣言」の達成を目指すには、今私たちがすべきことを知ること、「群馬のゴミ排出量全国ベスト10を目指す」など具体的な目標を掲げ現状を一つひとつ変えていくことが重要である。そのために、ぐんまちゃんを活用したキャンペーン実施を提案する。	御意見として承りました。「ぐんま5つのゼロ宣言」の達成には、県民一人ひとりの理解と協力が必要と考えております。引き続き、関係部局の事業等とも連携し、効果的な普及啓発に取り組んで参ります。	無
第2章 計画の基本方向 第1節2振り返り P8～	現行計画の振り返りについて、マイナスだったことも触れるべきではないか。	毎年、計画の進捗状況点検を行っており、その内容を踏まえて、これまでの振り返りを掲載しています。	無
第2章 計画の基本方向 第1節2(1) P8	現行計画の振り返りについて、環境GS認定事業者数 2018年度末で2,548が2024年度末で2,397に減ったこととその原因を記載すべきではないか。	コロナ禍の影響で一時的に減少したものの、その後増加傾向にあり、明確な減少傾向ではなく、年度毎の増減についても様々な要因が考えられるため、現在の数値のみを記載しています。	無
第2章 計画の基本方向 第1節2(1) P8	現行計画の振り返りについて、メガソーラー問題と規制の動きにも触れるべき	本章では、現行計画の施策の柱に沿った振り返りをしているため、メガソーラー問題と規制については言及していません。	無
第2章 計画の基本方向 第1節2(2) P9	現行計画の振り返りについて、生ごみや剪定枝などを資源と位置づけ、堆肥化の流れに乗せる動きがある事にも触れる必要があるのではないか。	第5章で、事業テーマごとに触れています。	無
第2章 計画の基本方向 第1節2(3) P10	現行計画の振り返りについて、松くい虫、ナラ枯れ、クビアカツヤカミキリによる樹木被害の現状について触れるべきではないか。	ナラ枯れ、クビアカツヤカミキリによる樹木被害については、第5章で、事業テーマごとに触れています。	無
第2章 計画の基本方向 第1節2(3) P10	森林ボランティア情報の収集と提供をやめたことに触れるべきではないか。	森林ボランティアについては、「森林を支える仕組みづくりとして「森林ボランティア支援センター」において、専用ホームページや情報誌による情報発信や森林ボランティア活動団体を対象にした刈払機の取り扱いなどの安全研修、森林整備作業器具の貸出し等を実施し、森林ボランティア団体の活動を支援しています。」と現状を記載しています。	無
第2章 計画の基本方向 第1節2(4) P11	現行計画の振り返りについて、残存放射性物質がある事による規制が続いていることについても触れるべきではないか。	放射性物質に関する内容は、第5章で、事業テーマごとに触れています。	無
第2章 計画の基本方向 第2節 P12～	群馬県の環境の現状について、単位数字の変化を記載するだけではなく、施策の効果を分析し評価するべきではないか。	第2章では、客観的な数値の変化から本件の環境の現状を明らかにし、第5章で、さらに事業テーマごとに現状と課題について触れています。	無
第2章 第2節 P12以降の環境に対する事柄及び 第3章 第2節 P39(4)清潔で心地よい暮らしのぐんま など環境に付する問題	2040年ビジョン「清潔で心地よい暮らしのぐんま」について、地域によってはヤードが増加するなど、ビジョンと現状には地域差がある。	御意見として承りました。計画に掲げたビジョン達成に向け、関係部局と連携し、継続して取り組んで参ります。	無
第2章 計画の基本方向 P12 温室効果ガス排出量	群馬県の環境の現状について、温室効果ガス排出量のグラフの数値が現行計画と異なっているのはなぜか。	現行の「群馬県地球温暖化対策実行計画(2021-2030)」において排出量の推計方法を見直し、国の排出量推計マニュアルに従った推計方法に変更したため、排出量を過去に遡って修正しています。	無
第2章 計画の基本方向 P15 公害苦情	群馬県の環境の現状について、公害苦情件数が令和2年に大きく増えているのはなぜか。	全国的にも同様の傾向が見られており、コロナの影響で在宅時間が増加したことが要因と考えられています。	無
第2章 計画の基本方向 P15 騒音	群馬県の環境の現状について、環境騒音の環境基準達成率が令和5年に大きく改善している理由を解析すべきではないか。	令和4年度以前は、環境騒音(一般地域)の評価手法が各市町村で統一されていなかったことから、令和5年度に統一しました。本図では令和4年度以前の数値に従前の値を使用しているため、結果として令和5年度に達成率が大きく改善したように見えます。令和6年版、令和7年版の環境白書では、遡って令和4年度以前も統一後の数値に修正して掲載しておりますので、本計画内の図も統一後の数値に修正して掲載します。なお、評価手法統一後の数値では、緩やかな改善傾向が見られます。	有
第2章 計画の基本方向 P16 廃棄物	群馬県の環境の現状について、県のリサイクル率が全国平均より悪いのはなぜか。	本県のリサイクル率が全国と比べて低い要因の一つとして、最終処分量を抑えるため、焼却処理を中心とした廃棄物処理が進められてきたことが考えられます。このため、直接焼却される割合が全国と比べて高く、分別などを通じて再生利用される割合が相対的に低い状況となっています。今後各市町村と連携し、分別の促進や再生利用の拡大、廃棄物の発生抑制に取り組んでまいります。	無
第2章 計画の基本方向 P18 森林環境	群馬県の環境の現状について、森林整備面積が減少しているのはなぜか。また、県産材率が増えている理由を解析すべきではないか。	森林整備面積は主に間伐面積を集計しているため、近年推進している皆伐・再造林などの施策は反映されず、面積としては減少しています。群馬県内で需要のある輸入材の多くは製材用途です。その主要な需要先である住宅については、着工戸数が減少傾向にあり、さらに1戸当たりの延床面積も縮小していることから、輸入材の需要は減少傾向にあります。一方で県産材の需要は、製材用途のほか、燃料用や他県からの需要(移出)もあり、微増ではありますが堅調に増加傾向となっています。このように、外材需要が減少し、県産材需要が増加することにより、相対的に県産材率が上昇している状況となっています。	無

該当箇所	意見主旨	意見への見解	意見の採択により改正した箇所の有・無
第2章 計画の基本方向 P19 環境学習・自主的取り組み	群馬県の環境の現状について、環境学習・自主的取り組みでエコープ号の記載がなくなったのはなぜか。	動く環境教室(エコープ号)の受講者数はテーマKPIとしており第5章で言及しています。なお、動く環境教室受講者数の2030年度の目標を策定時より少ない6,000人と設定していますが、コロナ禍を経た社会情勢の変化や少子化を考慮したためです。	無
第2章 第4節 時代潮流 P22	時代潮流に、ネイチャーポジティブが気候変動対策も包括することを記載すべきではないか。	第4章で、横断的な取組の要素として記載しています。	無
第2章 第4節 時代潮流 P27 生物多様性の保全	時代潮流として、令和7年度に「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進に関する法律」が制定されたことに触れるべきではないか。	「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進に関する法律」については、自然共生サイトのコラムを時点修正し、その中で触れています。	有
第2章 第4節 時代潮流 P27 生物多様性の保全	時代潮流として、野生動物との軋轢(クマ、シカ、イノシシなど)が急増している事にも触れるべきではないか。	野生動物対策については、第5章で、事業テーマごとに触れています。	無
第2章 第4節 時代潮流 P27 生物多様性の保全	時代潮流として、松枯れ、ナラ枯れ、クビアカツヤカミキリによる被害が拡大していることに触れるべきではないか。	ナラ枯れ、クビアカツヤカミキリによる樹木被害については、第5章で、事業テーマごとに触れています。	無
第2章 第5節 県民の意識 P30～	平成30年度アンケート結果と令和6年度アンケート結果を比較しどのように変わったかを解析することが重要と考える。	御意見として承りました。	無
第2章 第5節 アンケート内容と結果について P30～	廃棄物の不適正処理対策について、より実効性の高い施策とすること。	御意見として承りました。	無
第2章 第5節 県民アンケート結果について P30～	本計画の周知のためには、環境美化活動のような実践活動を県が主催する活動が必要であり、県下一斉に実施し、参加人数を指標にすることも考えられるのではないか。	群馬県では、「群馬県の生活環境を保全する条例」で定める「環境美化の日(5月30日)」及び環境基本法で定める「環境の日(6月5日)」等に関連し、野外で活動する機会が増える5月及び6月の2か月間を「春の環境美化月間」、秋の行楽シーズンとなる9月及び10月の2か月間を「秋の環境美化月間」と定め、市町村及び関係団体等と連携して環境美化運動を実施しています。いただいた意見を参考にしながら、引き続き、効果的な普及啓発に取り組んで参ります。	無
第2章 第5節 県民の意識 P35 環境意識の変化	環境意識の変化について、アンケートが身の回りの生活環境に関する関心だけに限定されている。	御意見として承りました。	無
第4章 施策体系 P44 コラム	コバネフィット効果のコラムについて、道路の整備を事例として挙げるのは相応しくないのではないか。	計画で掲げた将来像を目指すためには、環境に関連しないような施策についても、横断的な視点で捉え、主目的以外にも複数の副次的な便益を同時に得ていく必要があると考えます。その例として、道路整備することが、交通渋滞の緩和という主目的の他、徒歩移動者や自転車利用者が安心して利用できる道路環境を整備することで交通行動の変容を促し、徒歩・自転車利用の促進につながることで、副次的な便益として温室効果ガスの排出削減や、健康増進も期待できることを示しています。	無
第4章 施策体系 P45 取組の方向性	地球温暖化対策の推進の取組の方向性に、エネルギーの地産地消を推進するために仕組みと制度の確立を追記すべきではないか。	御意見として承りました。	無
第4章 施策体系 P45 中間目標	地球温暖化対策の推進の中間目標を、地域資源を最大限活用した再生可能エネルギー設備導入とその財源確保手段の確立と修正すべきではないか。	御意見として承りました。	無
第4章 施策体系 P46 各主体の役割【県・市町村等】	地球温暖化対策の推進の県・市町村の取組に、上記を踏まえ「条例の制定等を含め」を追記すべきではないか。	御意見として承りました。	無
第4章 施策体系 P47 3～4行目	持続可能な循環型社会づくりの取組の方向性にある、「1次産業の活性化が自然資源の健全な循環利用」、「自然環境の適切に管理」が何を指すのかわからない。	バイオマスの活用や資源循環型農業などを推進することによる健全な自然資源の循環利用の意ですので、具体的な表現に修正します。	有
第4章 施策体系 P47 中間目標	自然と共生の森林づくりの中間目標の「林業経営の充実」が自然環境の保全にどうつながるのか。林業を行っている森林は県内の森林面積の何%で、県内の林業従事者の人口はどれくらいか。	都道府県別森林率・人工林率(林野庁)によると、令和4年3月31日現在の森林率は6.7%、人工林率は4.1%です。また、県の林業従事者数は近年700人を下回っています。林業経営が充実し、持続的に適正な森林管理がなされることになれば、森林生態系や稀少な動植物が生育・生息する環境も保全されるのみでなく、将来にわたって森林の多面的機能が発揮できるようになることから、自然との共生と森林(もり)づくりの目標としています。	無
第4章 施策体系 P49 1～2行目	県有地や市町村有地をOECMの認定に積極的に取り組むのか。	OECM登録面積増加のためには、「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進に関する法律」に基づき作成・実施する「増進活動実施計画」又は「連携増進活動実施計画」の実施区域である「自然共生サイト」の認定面積を増加させる必要があります。同法において、市町村は「地域に応じた生物多様性増進施策の推進主体」と位置づけられており、さらに「連携増進活動実施計画」の作成・申請の中心的役割を担っていることから、今後積極的な取組の推進が期待されます。	無
第4章 施策体系 P49コラム	自然共生サイトのコラムについて、最新の情報に修正すべきである。	「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進に関する法律」に基づく認定を踏まえた内容に時点修正します。	有

該当箇所	意見主旨	意見への見解	意見の採択により改正した箇所の有・無
第5章 第1節 P59 3 再生可能エネルギーの導入拡大・地産地消につらなる事案	太陽光発電施設設置について、環境に配慮したものとすること。また、設置にあたっては検査項目を設定したほうが良い。	太陽光発電事業の実施に際して、事業者には関係法令の遵守の他、環境省が令和2年3月に発出した「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」を遵守した計画とすることで、環境と調和した形での事業実施を求めています。また、一定規模を超える事業に関しては、環境影響評価の対象となるため、あらかじめ事業者自らが事業による環境への影響を調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して住民や関係自治体などから意見を聴き、環境の保全のための措置を検討することが必要となっています。いただいた御意見については計画を推進していく中で参考にします。	無
第5章 施策・事業の展開 P62 6 フロン対策	第5章で、事業テーマにフロン類排出抑制対策を掲載しているのはなぜか。メタン排出抑制対策にも取組むべきではないか。	フロンは、国際社会の枠組みで削減義務があり、機器からの漏えいを抑えるには継続的な管理が不可欠なため、本計画の事業テーマとして取り上げています。また、メタンについては、2020年度の県内の排出量は、温室効果ガス排出量全体の3.5%と排出量としてはごくわずかであり、2007年度から2020年度までの間は、横ばいとなっています。このため、本計画の事業テーマでは取り上げず、個別実施計画である「群馬県地球温暖化対策実行計画 2021-2030」内で言及をしています。	無
第5章 第2節 現状と課題について (P64～66)	家庭系ごみの排出量が都道府県ワースト1であることに言及し、そこからの脱却を指標にしたほうがわかりやすいのではないか。	御意見のとおり、現状を正しく認識することは重要ですが、他自治体との比較による順位ではなく、ごみ排出量を着実に削減することが重要だと考えています。そのため、具体的な削減量が確認できる指標をテーマKPIとしています。	無
第5章 第2節 P68 2 廃棄物の適正処理	廃棄物の不適正処理対策について、より実効性の高い施策とすること。	御意見として承りました。廃棄物の不適正処理対策に、警察や市町村等、関係機関と連携し、継続して取り組んで参ります。	無
第5章 第3節 自然との共生と森林(もり)づくり(柱3)およびネイチャーポジティブの具体化について	ネイチャーポジティブを「自然管理」から「人と自然の関係性の再構築」として捉えた視点を持つこと。	御意見として承りました。	無
第5章 第3節 自然との共生と森林(もり)づくり(柱3)およびネイチャーポジティブの具体化について	再生型・小規模分散型林業をネイチャーポジティブの具体策として位置づけること。	御意見として承りました。	無
第5章 第3節 自然との共生と森林(もり)づくり(柱3)およびネイチャーポジティブの具体化について	ネイチャーポジティブを「自然管理」ではなく「人と自然の関係性の再構築」として捉える視点を、今後どのように計画へ反映していくか。	ネイチャーポジティブに関しては、現在策定を進めている「ぐんまネイチャーポジティブ戦略(2026-2030)」と連携し、取組を推進して参ります。	無
第5章 第3節 自然との共生と森林(もり)づくり(柱3)およびネイチャーポジティブの具体化について	再生型・小規模分散型林業について、モデル事業化や人材育成、普及支援を行う可能性はあるか。	現在策定を進めている「ぐんまネイチャーポジティブ戦略(2026-2030)」や「群馬県森林・林業基本計画2021-2030」と連携し、効果的な事業展開を調査・研究します。	無
第5章 第3節 自然との共生と森林(もり)づくり(柱3)およびネイチャーポジティブの具体化について	生物多様性や森林再生の分野において、短期的な数値KPIに加え、長期的・質的な変化を評価する指標を導入することについて、どう考えているか。	目標数値については、現状や今後の事業見込み等から設定しました。目標が達成できるよう、各事業に取り組んで参ります。	無
第5章 施策・事業の展開 P74 現状と課題	第5章で、ナラ枯れの拡大や、竹の侵入による森林の荒廃にも触れるべきではないか。	ナラ枯れについては、事業テーマの説明の中で言及しています。また、竹の侵入による森林の荒廃については、里山・平地林の再生の中に包含しています。個別具体的な内容については、現在策定を進めている「ぐんまネイチャーポジティブ戦略(2026-2030)」や「群馬県森林・林業基本計画2021-2030」とも連携し、効果的な事業展開を調査・研究します。	無
第5章 施策・事業の展開 P77 テーマKPI	テーマKPIの自然共生サイトの認定面積数の目標値を県内森林面積の30%にすべきではないか。	30by30目標は、2030年までに、陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標であり、森林に限った目標ではないため、現在の数値をKPIとしています。	無
第5章 施策・事業の展開 P77 県の取組の方向性	第5章で、県有地や市町村有地のOECD認定へ積極的に取り組むことを記載すべきではないか。県立自然公園の指定に係る取組を記載すべきではないか。	OECD登録面積増加のためには、「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進に関する法律」に基づき作成・実施する「増進活動実施計画」又は「連携増進活動実施計画」の実施区域である「自然共生サイト」の認定面積を増加させる必要があります。「自然共生サイト」の取組は、現在策定を進めている「ぐんまネイチャーポジティブ戦略(2026-2030)」とも連携し、効果的な事業展開を調査・研究します。また、県立自然公園の指定に向けた取組については追記します。	有